発展を目指す企業家のための経営指南役

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

No. 849

平成28年2月8日 (月曜日)

発行)株式会社ノースアイランド東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

マーケティング

低学力の子どもたちを救い上げ新市場 教育産業でニッチ分野に活路見出す

教育産業界で08年にe ラーニングを看板にベンチャー企業を立ち上げた「すららネット」(東京都)の急成長ぶりが注目の的だ。特徴は「ニッチ(すき間)&ブルーオーシャン(競争のない未開拓市場)」を開拓したことだ。

市場は、これまで死角ともなっていたような、低学力の子どもたちを救い上げる分野。創業時からパソコンなどを活用する、e ラーニング (情報技術=IT利用の学習システム)の教育事業で、小学校高学年から高校生までを対象に、科目は英、数、国の3つだけ。各教材は学習意欲を高めるために、アニメのキャラクターが、解答を褒めたり残念がったりするインタラクティブ (対話型)なコンテンツ。できなかったらより易しい問題を出題し、みんなが成功体験を得られるようにする。

特に学力の低い層の学力アップで成果を上げた。教育ビジネスは、できる子を更に伸ばす競争だが、その差にビジネスシーズがあった。成長企業の足跡は「小さく生んで大きく育てる」一まさに子供の成長の見本。これまでeラーニング大賞(優秀賞受賞)受賞、日本パートナーシップ大賞(優秀賞受賞)で注目された。一方で同業大手のベネッセHDやNTTドコモベンチャーズと業務提携、今年1月からマイナビと資本提携した。新たな教育ベンチャーが国内外の新市場を切り開く「鑑」といえよう。

税務会計

国税庁、確定申告前に注意呼びかけ 申告書作成の誤りや添付漏れなど

2015年分の所得税等の確定申告が迫ってきたが、 国税庁は、申告書を作成する際の誤りや、書類の添 付漏れなどの留意事項を示して注意を呼びかけて いる。

申告書を作成する際の誤り事例では、(1)居住者 (非永住者以外)の国外で支払われる預金等の利子 や国外にある不動産の貸付・譲渡による収益など、 国外で得た所得の申告漏れ、(2)生命保険会社など から受け取った満期金や一時金の申告漏れがある。

(1)については、居住者のうち非永住者以外は、 その源泉が国内であるか国外であるかを問わず、全 ての所得について所得税及び復興特別所得税を納 める義務がある。したがって、国内で得た所得のほ か、国外で支払われる預金等の利子や国外にある不 動産の貸付・譲渡による収益、国外の法人等に対す る出資に係る収益など国外で得た所得も申告する 必要があるので、申告漏れに注意したい。

その他の誤り事例では、(3)配偶者や扶養親族の 2015年分の合計所得金額が38万円を超えているが 配偶者控除や扶養控除を適用、(4)「復興特別所得 税額」欄の記載漏れ、などが挙げられている。

また、書類の添付漏れが散見されるため、注意喚起している。例えば、給与や年金の「源泉徴収票」 (原本)、医療費控除を受ける場合の領収書、おむつ使用証明書等、住宅借入金等特別控除を受ける場合の住民票の写しや登記事項証明書等、の添付漏れが目立つという。

今週のキーワード

「すらら」の教材

すららの教材は対話型アニメーション教材と評価される。これまでに約600の学習塾、85の学校に採用され、3万2000人が利用。1000塾、100校、5万人の大台乗せも近い。海外では、インドネシアやスリランカにeラーニングの寺子屋をJICA(青年海外協力隊)などと始めている。eラーニングは発展途上国、新興国でも大きな可能性を秘め、ソーシャルビジネス(社会的事業)への発展性を予感させる。将来的には世界中の子供たちに低料金で高品質な教育を施せるようにする、とのビジョンを描く。